

日司連発第506号
平成24年（2012年）7月6日

法務省民事局民事第二課長 殿

日本司法書士会連合会
会長 細 田 長 司

不動産登記の申請情報と併せて送信した電子証明書と補正に係る情報等と併せて送信する電子証明書とが異なる場合の取扱いについて（照会）

当連合会では、平成19年10月から司法書士認証局を設置し、司法書士会会員に対して電子証明書の発行業務を行っているところ、本年1月からは認定認証事業者が司法書士の電子証明書の発行業務を委託し、当該認定認証事業者が司法書士の電子証明書の発行業務を行っています。したがって、現状、司法書士認証局が発行する電子証明書と認定認証事業者が発行する電子証明書が併存することとなり、司法書士会会員は双方の電子証明書を取得し、使用することが可能となっています。

ところで、司法書士認証局の認証業務につきましては、本年8月初旬をもって終了し、同月1日から3日までの間には、同認証局の発行に係る電子証明書は一斉に失効することとなります。

司法書士認証局が発行する電子証明書をもって登記申請をしたものについて、当該電子証明書が失効した場合において、その後に当該申請の補正や取下げを行うときは、補正に係る情報や取下げに係る情報と併せて送信する電子証明書は、申請情報と併せて送信した電子証明書と同一人のものであることを確認することができるものであれば、発行業務を委託した認定認証事業者が発行する司法書士の電子証明書で差し支えないものと考えますが、疑義がありますので照会いたします。

上記の取扱いで差し支えない場合は、法務局及び地方法務局の登記官にその旨周知いただきますようお願いいたします。